

## 第 7 回 石川町 農業委員会 総会 議事録

1 招集年月日 令和 8 年 7 月 1 6 日（木） 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

### 3 議案

#### （ 1 ） 議案第 2 4 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

#### （ 2 ） 議案第 2 5 号

現況確認証明に対する意見決定について

#### （ 3 ） 議案第 2 6 号

荒廃農地に係る非農地判断について

#### 4 出席委員

農業委員 7 名

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 黒崎 佳奈 | 3 番 | 永沼 善恵 | 4 番 | 岩谷 金良 |
| 5 番 | 野内 誠  | 6 番 | 大串 政一 | 8 番 | 泉 利夫  |
| 9 番 | 根本 常和 |     |       |     |       |

農地利用最適化推進委員 10 名

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 1 番 | 近藤 強  | 1 3 番 | 添田 文彦 | 1 4 番 | 小針 淳一 |
| 1 5 番 | 渡邊 健一 | 1 6 番 | 伊藤良平次 | 1 7 番 | 小豆畑 元 |
| 1 8 番 | 添田 健  | 1 9 番 | 円谷 和司 | 2 1 番 | 矢内 常男 |
| 2 2 番 | 福田 正三 |       |       |       |       |

#### 5 欠席委員

農業委員 2 名

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 2 番 | 鈴木 義延 | 7 番 | 近内 貞夫 |
|-----|-------|-----|-------|

農地利用最適化推進委員 1 名

2 0 番 近内 壽夫

#### 6 出席した事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局長   | 荒木 成輔 |
| 農地管理係長 | 矢吹 進  |
| 書記     | 矢内 翔太 |

議長 本日の農業委員の出席は7名です。  
定足数に達しておりますので、只今より第7回石川町農業委員会総会を開きます。  
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議ないものと認め、3番 永沼善恵委員、4番 岩谷金良委員 を指名いたします。

---

（1）議案第24号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。  
議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）  
只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から番号5につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。  
令和8年7月5日日曜日午後1時より、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の代理で〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏、それに私の計5人で調査しました。  
申請地は、〇〇〇〇線と〇〇〇〇の交差点より、〇〇〇〇方面に約1.1km先にある〇〇〇〇の手前のT字路を右折し、道なりに進み、1.3km先のY字路を右折し、そこから約100m先の道路をはさんで右にある字〇〇〇〇番、地目 畑 288㎡と、同じく字〇〇〇〇番、地目 畑 98㎡です。  
譲受人の〇〇〇〇氏は、12年前に譲渡人の〇〇〇〇氏が所有していた今回の申請地に隣接している住宅と宅地を購入しましたが、その当時は農地法の規定により農地を所有していない〇〇〇〇氏は農地については購入す

ることができませんでした。しかし令和4年度の農地法制度の見直しにより、下限面積の要件が廃止されたこと、また、譲渡人の〇〇〇〇氏が高齢となっているため今回の申請にいたりしました。

譲受人の〇〇〇〇氏は、現在は夫婦で会社勤めをしていますが、時間を見て家庭菜園から始めたいと話しています。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました矢内常男委員に報告を求めます。

矢内常男委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和8年7月8日午前8時30分より現地調査を行いました。

譲受人代理の〇〇〇〇氏、農業委員の鈴木義延氏、私の3名で調査しました。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かっていき、〇〇〇〇先を右折し、〇〇〇〇方面に向かい、約400m先の道路の左側に位置し、2箇所に分かれ、4筆あります。

周囲の水田はべて耕作しており、今回申請の水田についても譲受人があわせて耕作します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。

令和8年7月8日午前8時より、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員近藤強氏と私の3人で行いました。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇から約7.5kmの〇〇〇〇を右折し、400m先右側の字〇〇〇〇番の4, 626㎡と、字〇〇〇〇番の1, 856㎡の2筆6, 482㎡です。

譲渡人〇〇〇〇氏は兼業農家のため、十分な管理ができない状態でしたので、譲受人〇〇〇〇氏に貸していました。

〇〇〇〇氏は、この畑に隣接して100a程の圃場を所有しており、利便性が向上し経営の合理化に繋がるだろうということで、譲渡の話がまとまりました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第3条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 農地法第3条第1項番号4を調査した結果を報告いたします。

令和8年7月8日午前8時30分より、譲渡人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員近藤強氏と私の3人で行いました。

場所は、先程報告した番号3の圃場から北へ1km程直進し、〇〇〇〇を左折し、100m先〇〇〇〇を右折し、700m程進んだ右側に位置しま

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4について、何かご質問等  
ございませんか。

議長　ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議長 異議のないものと認め、議案第 24 号農地法第 3 条第 1 項番号 4 について、承認するものと決定いたします。

泉利夫委員 農地法第3条第1項番号5を調査した結果を報告いたします。

化推進委員の伊藤良平次氏と、私の3名で、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、  
〇〇〇〇番 字〇〇〇〇番 〇〇〇〇番 〇〇〇〇番 〇〇〇〇番 〇〇

番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇  
〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、字〇〇〇

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、1 km先の信号

血進んだ子〇〇〇〇、さらに〇〇〇〇道路を子〇〇〇〇平方面へ進んだ〇〇〇〇平集落周辺に位置します。

慶祝するこゝとしよした。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、ご審議の程宜しく  
お願いします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号5について、何かご質問等  
ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第3条第1項番号5について、  
承認するものと決定いたします。

---

## （2）議案第25号

現況確認証明に対する意見決定について

議 長 次に、議案第25号現況確認証明に対する意見決定についてを議題といた  
します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

議 長 現況確認証明申請番号1を調査されました農地利用最適化推進委員の円谷  
和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 現況確認証明申請番号1を調査した結果を報告いたします。

令和8年7月9日午前9時30分より土地所有者〇〇〇〇氏、矢吹係長、  
矢内主査、農地利用最適化推進委員の近内壽夫氏と私の5名で調査しまし  
た。

申請地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番 地目 畑 1, 386㎡と字〇〇  
〇〇番 地目 田 642㎡です。

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇線を〇〇〇〇200m進み〇〇〇〇前を左  
折し、北へ100m進んで右折しさらに〇〇〇〇方面へ700m進んだと  
ころから右折し、〇〇〇〇前の町道を200m進んだ北側の畑と田です。

当該土地は、相続してから20年以上耕作しておらず、高齢で農作業が困  
難で耕作地として管理できず荒廃しているとのことです。

近隣の農地に対する影響はなく特に支障はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、ご審議の程宜しくお  
願いします。

議 長 只今、報告のありました、現況確認証明申請番号1に対する意見決定につ  
いて、何かご意見等ございませんか。

«「意見なし」の声あり»

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第25号現況確認証明に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。

---

(2) 議案第26号

荒廃農地に係る非農地判断について

議長 次に、議案第26号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第26号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号175を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議がないものと認め、原案のとおりすべて承認するものと決定いたします。

---

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

---

これで本日の会議を閉じます。

午後2時32分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和8年7月16日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

---

3番

---

4番

---